

# 第14章 その他の福祉

## 1 民生委員・児童委員の状況（図1、図2、表1）【統計編 12-第3表】

令和元年度末現在の民生委員・児童委員数は4,122人である。

活動件数のうち、相談・支援件数は56,206件であり、「高齢者に関すること」の相談が37,378件（構成比66.5%）と最も多くなっている。

その他の活動件数は499,527件であり、「地域福祉活動・自主活動」が142,404件（構成比28.5%）で最も多く、次いで「民児協運営・研修」が134,322件（構成比26.9%）である。

活動日数の実総日数は564,232日であり、一人あたり136.9日となっている。

図1 民生委員・児童委員  
相談分野別支援件数

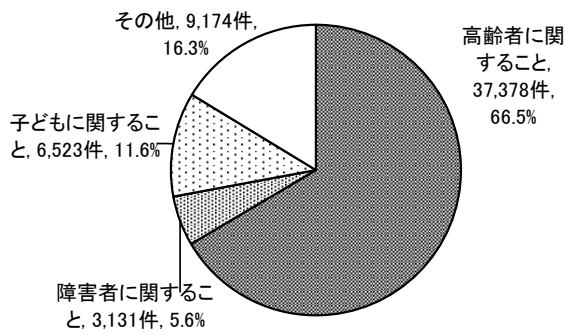
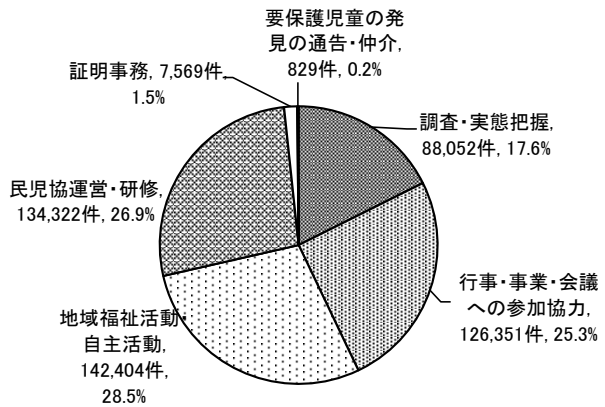


図2 民生委員・児童委員  
その他の活動件数



【出典】社会福祉行政業務報告

表1 民生委員・児童委員数、訪問回数・相談指導件数・活動日数の年次推移

(各年度)

年次	年度末現在 民生委員・ 児童委員数	総数	活動件数(延べ)								活動日数	
			相談指導 件数	(一人 あたり)	その他の 活動件数	(一人 あたり)	訪問回数	(一人 あたり)	連絡調整 回数	(一人 あたり)	活動日数	(一人 あたり)
昭和50	2,765	662,522	246,447	89.1	121,076	43.8	240,945	87.1	54,054	19.5	197,479	71.4
55	2,941	850,217	326,076	110.9	151,792	51.6	307,383	104.5	64,966	22.1	251,811	85.6
60	3,139	1,123,924	445,754	142.0	200,366	63.8	395,062	125.9	82,742	26.4	330,214	105.2
平成2	3,339	1,223,853	333,856	100.0	365,140	109.4	432,883	129.6	91,974	27.5	353,334	105.8
7	3,792	1,361,217	310,877	82.0	457,505	120.7	489,532	129.1	103,303	27.2	392,580	103.5
12	3,884	1,404,878	262,637	67.6	520,997	134.1	507,319	130.6	113,925	29.3	410,665	105.7
17	4,016	1,348,901	128,476	32.0	425,555	106.0	534,200	133.0	260,670	64.9	506,170	126.0
22	4,066	1,585,357	107,658	26.5	477,331	117.4	657,592	161.7	342,776	84.3	566,939	139.4
27	4,084	1,663,436	76,404	18.7	510,270	124.9	715,403	175.2	361,359	88.5	583,084	142.8
28	4,118	1,672,207	72,384	17.6	516,379	125.4	715,162	173.7	368,282	89.4	587,138	142.6
29	4,127	1,589,724	62,864	15.2	500,453	121.3	683,522	165.6	342,885	83.1	577,937	140.0
30	4,135	1,583,143	60,510	14.6	503,625	121.8	674,045	163.0	344,963	83.4	573,478	138.7
31	4,122	1,595,215	56,206	13.6	499,527	121.2	685,473	166.3	354,009	85.9	564,232	136.9

【出典】福祉行政報告例

- (注) 1 相談指導件数とは、介護、心身上の疾病・障害、育児支援、生活費の問題等、相談内容別の具体的な相談に対する支援を合計した件数。  
 2 その他の活動件数とは、世帯の支援に必要な情報収集・他機関からの調査依頼、行事・会議への参加協力、定例会・研修、各種の証明事務・要保護児童に関する発見の通告・仲介などの延べ件数。  
 3 訪問回数とは、見守り・声かけなどを目的として心身障害児(者)、一人暮らしや寝たきり高齢者等に対して訪問・連絡活動(電話含む)を行った延べ件数。  
 4 連絡調整回数とは、他の民生・児童委員やその他の関係機関(社会福祉施設・市町村・福祉事務所・児童相談所・女性相談所・学校・教育委員会・社会福祉協議会等)への連絡調整を行った延べ件数。  
 5 活動日数とは、活動を行った実日数。  
 6 一人あたりは各件数・回数を年度末現在民生委員・児童委員数で除したものである。